

# 防 災 基 本 計 画

(抄)

第1編 総則  
第2編 震災対策編

平成20年2月

中央防災会議

## 【 目 次 】

第1編 総則.....	1
第1章 本計画の目的と構成.....	1
第2章 防災の基本方針.....	2
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応.....	3
第4章 防災計画の効果的推進.....	4
第2編 震災対策編.....	7
第1章 災害予防.....	7
第1節 地震に強い国づくり，まちづくり.....	7
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え.....	11
第3節 国民の防災活動の促進.....	22
第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進.....	25
第2章 災害応急対策.....	26
第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	26
第2節 活動体制の確立.....	29
第3節 救助・救急，医療及び消火活動.....	33
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	37
第5節 避難収容活動.....	41
第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動.....	43
第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動.....	44
第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動.....	45
第9節 施設，設備等の応急復旧活動.....	46
第10節 被災者等への的確な情報伝達活動.....	46
第11節 二次災害の防止活動.....	47
第12節 自発的支援の受入れ.....	48
第3章 災害復旧・復興.....	50
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定.....	50
第2節 迅速な原状復旧の進め方.....	50
第3節 計画的復興の進め方.....	51
第4節 被災者等の生活再建等の支援.....	52
第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援.....	53
第4章 津波対策.....	54
第1節 災害予防.....	54
第2節 災害応急対策.....	55

## 第1編 総則

### 第1章 本計画の目的と構成

- 我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。
- これまで、災害発生原因の制御、予知、予測と耐災環境の整備に、科学技術の活用と資源の投入を図ってきたが、災害の根絶には限界があり、時として多大な人命並びに財産を失ってきている。
- 災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。
- 災害対策基本法（以下、「法」という。）に基づくこの計画は、震度7を記録し6千3百人を数える死者・行方不明者をもたらした阪神・淡路大震災など近年経験した大規模な災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。
- 本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害対策編、第4編を火山災害対策編、第5編を雪害対策編、第6編を海上災害対策編、第7編を航空災害対策編、第8編を鉄道災害対策編、第9編を道路災害対策編、第10編を原子力災害対策編、第11編を危険物等災害対策編、第12編を大規模な火事災害対策編、第13編を林野火災対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。また、第14編は、その他の災害に共通する対策編として、多くの災害対策に比較的共通する事項を記述し、第2編から第13編までの個別の災害に対する対策についても、必要に応じ、その記述によることとしている。第15編では、防災業務計画、地域防災計画において重点を

おくべき事項を掲げている。

## 第2章 防災の基本方針

○防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、稠密な人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が国の、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

○防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針は以下の通りである。

○周到かつ十分な災害予防

- ・災害に強い国づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、国土保全事業及び市街地開発事業等による災害に強い国土とまちの形成、並びに住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等
- ・事故災害を予防するための、安全対策の充実
- ・発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等
- ・国民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等
- ・予知・予測研究、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、観測の充実・強化、及びこれらの防災施策への活用

○迅速かつ円滑な災害応急対策

- ・災害発生の際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動
- ・大規模な事故が発生した場合等における速やかな情報の連絡
- ・発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保
- ・災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立
- ・災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動
- ・被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動

- ・円滑な救助・救急，医療及び消火活動等を支え，また被災者に緊急物資を供給するための，交通規制，施設の応急復旧，障害物除去等による交通の確保，並びに優先度を考慮した緊急輸送
- ・被災者の安全な避難場所への誘導，避難場所の適切な運営管理，応急仮設住宅等の提供等避難収容活動
- ・被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給
- ・被災者の健康状態の把握，並びに必要に応じた救護所の開設，仮設トイレの設置，廃棄物処理等の保健衛生活動，防疫活動，並びに迅速な遺体の処理等
- ・防犯活動等による社会秩序の維持，物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- ・被災者の生活確保に資するライフライン，交通施設等の施設・設備の応急復旧
- ・流言，飛語等による社会的混乱を防ぎ，適切な判断と行動を促す，被災者等への的確な情報伝達
- ・二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難，応急対策の実施
- ・ボランティア，義援物資・義援金，海外からの支援の適切な受入れ
- 適切かつ速やかな災害復旧・復興
  - ・被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
  - ・被災施設の迅速な復旧
  - ・再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
  - ・迅速かつ適切ながれき処理
  - ・被災者に対する資金援助，住宅確保，雇用確保等による自立的生活再建の支援
  - ・被災中小企業の復興等，地域の自立的発展に向けての経済復興の支援
- 国，公共機関及び地方公共団体は，互いに連携をとりつつ，これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに，防災機関間，住民等の間，住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

- 近年の都市化，高齢化，国際化，情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが，国，公共機関及び地方公共団体は，これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ，次に掲げるような変化については，十分な対応を図ることとする。

- ・都市化の急速な進展に伴い、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層ビル、地下街の発達等がみられる。これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図るとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル、地下街等の安全確保対策等を講ずる必要がある。
  - ・高齢者（とりわけ独居老人）、障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、災害時要援護者関連施設の災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
  - ・ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。このため、これらの施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。
  - ・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障害者、高齢者等の災害時要援護者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。
  - ・男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- さらに、近年の高度な交通・輸送体系の形成、原子力の発電への利用の進展、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

#### 第4章 防災計画の効果的推進

- 本計画に基づき指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ作成、修正する必要がある。特に、指定公共機関に指定されることとなる独立行政法人は、その発足時に防災業務計画を施行するよう努めることとする。
- 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して、防災に関する事項を網羅的に示しているものであるが、地方公共団体が地域防災計画を作成するに当

たっては、当該団体の自然的、社会的条件等を勘案して、各事項を検討の上、必要な事項を記載し、また、特殊な事情がある場合には、適宜必要な事項を付加するものとする。

- 指定公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、当該機関の地域特性等に配慮するものとする。
- 指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局はこれら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。
  - ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
  - ・計画、マニュアルの定期的な点検
  - ・他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック
- また、国、指定公共機関及び地方公共団体は、本計画、防災業務計画及び地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力を傾注し、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施するものとする。
- いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。
- 国は、必要に応じ、災害、地域を特定した各種要綱、大綱や活動要領、耐震性に関する設計指針等の作成、見直しを図るものとする。また、国は、地方公共団体に対し被害想定作成・改良を支援するための調査研究を推進するとともに、防災計画作成に資するため、防災関連情報の蓄積を図り、情報提供及び適切な指導助言を行うものとする。
- 国、指定公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。また、地方公共団体は他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。
- 指定公共機関以外の公共機関等においては、本計画に示された措置、施策、事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう特段の配慮を望むものである。
- 本計画は、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるとともに、防災

業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項等を定めることとされている（法第35条第1項）。本計画が「防災に関する基本的な計画（第2条第8号）」としての使命を確実に果たしていくため、中央防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。

## 第2編 震災対策編

### 第1章 災害予防

#### 第1節 地震に強い国づくり，まちづくり

- 国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，地震に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。なお，本基本計画によるほか，地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，東南海・南海地震防災対策推進地域においては，東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施するものとする。
  - 大規模地震は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模地震について，国は，予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランである地震対策大綱を策定する。さらに国は，期限を定めて定量的な減災目標を設定し，減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた地震防災戦略を策定し，地震防災対策を推進するものとする。また，その達成状況については，定期的にフォローアップを行うものとする。さらに，減災目標の達成のためには，地方公共団体の参画と連携が不可欠であり，関係地方公共団体は，地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。
  - 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても，関係地方公共団体は，地域の特性を踏まえた被害想定を実施し，それに基づく減災目標を策定し，国の協力のもと，関係機関，住民等と一体となって，効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。
- 1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方
- 地震に強い国づくり，まちづくりを行うに当たっては，建築物，土木構造物，通信施設，ライフライン施設，防災関連施設など構造物，施設等の耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は，それらの種類，目的等により異なるが，基本的な考え方は以下によるものとする。
  - ・構造物・施設等の耐震設計に当たっては，供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動，及び発生確率は低いが高レベルの地震動をともに考慮の対象とするものとする。

- ・この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。
  - ・さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
- なお、耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。

## 2 地震に強い国づくり

- 国は、国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (1) 主要交通・通信機能強化
- 国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。
- (2) 首都の防災性の向上等
- 国及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ、首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。また、国は、首都機能の移転の具体化に向けて積極的な検討を行うとともに、首都圏に過度に集中している諸機能の分散に努めるものとする。
- 国は、首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な中央省庁の業務の実施体制を整えるよう努めるものとする。
- (3) 地震に強い国土の形成
- 国及び地方公共団体は、地震に強い国土の形成を図るため、国土保全事業を総合的・計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。

### 3 地震に強いまちづくり

#### (1) 地震に強い都市構造の形成

- 国及び地方公共団体は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- 地方公共団体は、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、国及び地方公共団体は、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- 国、地方公共団体及び施設管理者は、高層ビル、地下街及びターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性にかんがみ、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。

#### (2) 建築物の安全化

- 国、地方公共団体及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に、国及び地方公共団体は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- なお、国及び地方公共団体は、地震防災対策強化地域及び地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図るものとする。

#### (3) ライフライン施設等の機能の確保

- 国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確

保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

- ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

#### (4) 崖地、液状化対策

- 国、地方公共団体は、地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図るものとする。
- 国、地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。

#### (5) 危険物施設等の安全確保

- 国及び地方公共団体は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

#### (6) 災害応急対策等への備え

- 国、公共機関及び地方公共団体は、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第2節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

○地震が発生した場合に, 迅速かつ円滑に災害応急対策, 災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。

### 1 情報の収集・連絡関係

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

○地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え, 国, 公共機関及び地方公共団体は, 市町村, 都道府県, 国その他防災機関との連絡が, 相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

○国, 公共機関及び地方公共団体は, それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに, その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また, 夜間, 休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

○国, 公共機関及び地方公共団体は, 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため, 情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

○国, 公共機関及び地方公共団体は, 情報の共有化を図るため, 各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し, 共通のシステム(防災情報共有プラットフォーム)に集約できるよう努めるものとする。

○国, 地方公共団体は, 機動的な情報収集活動を行うため, 必要に応じ航空機, 巡視船, 車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに, ヘリコプターテレビシステム, 監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

○迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ, 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど, 国, 地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。

○国, 地方公共団体は, 衛星通信, インターネットメール, 防災行政無線等の通信手段を整備する等により, 民間企業, 報道機関, 住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また, 国及び地方公共団体は, 震度観測点の減少等により, 震度の分布状況の把握に支障をきたし, 初動対応に遅れが生じること等のないよう, 迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに, 地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により, 震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達す

るシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

- 気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図る。また、国及び地方公共団体は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。
- 国土交通省は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。

## (2) 情報の分析整理

- 国、地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

## (3) 通信手段の確保

- 国、地方公共団体及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。
- 国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。
- 国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。
  - ・災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

- ・災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
- ・画像等の大容量データの通信を可能とするため，国，地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。
- ・非常災害時の通信の確保を図るため，平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。また，非常用電源設備を整備するとともに，無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底，専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。
- ・移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合，周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は，総務省と事前の調整を実施すること。
- ・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。
- ・災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信(以下「携帯電話等」という。)，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また，収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。
- ・N T T等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また，災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，IP 電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- ・情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
- ・内閣府は，災害情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡

充等伝送路の確保に努めること。

## 2 災害応急体制の整備関係

### (1) 職員の体制

○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。

○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制

○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

○警察庁及び都道府県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。

○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

○国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。

### (3) 都道府県等と自衛隊との連携体制

○都道府県等と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努めるも

のとする。

○都道府県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の  
手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹  
底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急  
医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よ  
りその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

#### (4) 防災中枢機能等の確保、充実

○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の防災中枢機能を果た  
す施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を  
有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給  
が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を  
整備しておくことにも配慮する。

○国は、地方公共団体の協力を得て、現地対策本部を設置する施設等の確保、  
設備の充実に努めるものとする。

○国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策  
に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの  
活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとす  
るよう努めるものとする。

○国〔内閣府等〕は、立川広域防災基地の整備を図るとともに、東京湾臨海  
部及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する。また、  
国は地方公共団体と協力して、地震災害に対し迅速かつ的確に対応できる  
よう、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。

○地方公共団体は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設  
の整備に努めるものとする。

### 3 救助・救急、医療及び消火活動関係

○国、地方公共団体及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及  
び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の  
確保等を図るものとする。

○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報  
を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め  
るものとする。

#### (1) 救助・救急活動関係

○地方公共団体は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実  
施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

- 国〔防衛省，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。
- 消防庁及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。
- 救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

## (2) 医療活動関係

- 国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体は，負傷者が大人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。
- 国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。
- 国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

## (3) 消火活動関係

- 地方公共団体は，地震による火災に備え，消火栓のみに偏ることなく，防火水槽，耐震性貯水槽の整備，海水，河川水等の自然水利の活用，水泳プール，ため池等の指定消防水利としての活用等により，消防水利の多様化を図るとともに，その適正な配置に努めるものとする。
- 地方公共団体は，平常時から消防本部，消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り，区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は，消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

## 4 緊急輸送活動関係

- 地方公共団体は，災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠

点（トラックターミナル，卸売市場等）について把握するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

- 地方公共団体は，施設の管理者と連携をとりつつ，あらかじめ，臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに，これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう，関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また，災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか，通信機器等の必要な機材については，必要に応じ，当該地に備蓄するよう努めるものとする。
- 国〔農林水産省，国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，緊急時における輸送の重要性にかんがみ，緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については，特に耐震性の確保に配慮するものとする。
- 警察庁及び地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連施設について耐震性の確保を図るとともに，災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また，都道府県警察は，災害時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
- 警察庁及び都道府県警察は，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- 警察庁及び都道府県警察は広域的な交通管理体制を整備するものとする。
- 道路管理者は，発災後の道路の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。
- 国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は，緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ，運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

## 5 避難収容活動関係

### (1) 避難誘導

- 地方公共団体は，避難場所・避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
- 地方公共団体は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。

○興行場，駅，その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努めるものとする。

○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

## (2) 避難場所

○地方公共団体は，都市公園，公民館，学校等公共的施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数，規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努め，また，避難場所として指定された建物については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

○地方公共団体は，避難場所における貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，通信機器等のほか，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに，地方公共団体は，テレビ，ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

○地方公共団体は，指定された避難場所又はその近傍で，食料，水，非常用電源，常備薬，炊きだし用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

○地方公共団体は，あらかじめ，避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

## (3) 応急仮設住宅等

○国〔国土交通省，厚生労働省，経済産業省，農林水産省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

○国及び地方公共団体は，災害に対する安全性に配慮しつつ，応急仮設住宅の用地に関し，建設可能な用地を把握するなど，あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

○地方公共団体は，災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住

宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### 6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係

- 地方公共団体は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- 国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は、食料，水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。
- 国及び地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。
- 国〔農林水産省，経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。

食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳  
生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，卓上コンロ，ボンベ

#### 7 施設、設備の応急復旧活動関係

- 国及び地方公共団体，公共機関は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に，人命に関わる重要施設に対しては，早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- ライフライン事業者は，地震発生時に円滑な対応が図られるよう，ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。また，ライフライン施設の応急復旧に関して，広域的な応援を前提として，あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

#### 8 被災者等への的確な情報伝達活動関係

- 地方公共団体は，被災者等への情報伝達手段として，特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに，有線系や携帯電話も含め，災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める

ものとする。

- 国、公共機関及び地方公共団体は、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- 国、地方公共団体は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 国、地方公共団体及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努めるものとする。
- 国、地方公共団体は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 9 二次災害の防止活動関係

- 国及び地方公共団体は、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、宅地及び土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。
- また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。
- 石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応が図られるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 国、地方公共団体及び事業者は、有害物質の漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

## 10 海外からの支援の受入れ活動関係

- 海外からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。

- 国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を定めておくものとする。
- 国〔内閣府、外務省、農林水産省、警察庁等〕は、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続きなどについては、あらかじめ定めておくものとする。

## 1 1 防災関係機関の防災訓練の実施

### (1) 国における防災訓練の実施

- 国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。
- 国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的地震災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### (2) 地方における防災訓練の実施

- 地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。
- 地方公共団体は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。

### (3) 実践的な訓練の実施と事後評価

- 国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。
- 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

## 1 2 災害復旧・復興への備え

### (1) 各種データの整備保全

- 国及び地方公共団体は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。
  - ・各種データの総合的な整備保全(地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)
  - ・不動産登記の保全 等

○公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

○国〔総務省、経済産業省〕は、地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。

## (2) 復興対策の研究

○関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

○内閣府は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。また、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。

## (3) 地震保険制度の充実

○財務省は、被災者自らによる生活再建の促進のため、地震保険の制度を充実し普及率の向上を図る。

# 第3節 国民の防災活動の促進

## 1 防災思想の普及、徹底

○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、国、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

## 2 防災知識の普及、訓練

### (1) 防災知識の普及

○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、震災時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、

啓発を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

- 国〔内閣府、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成等に努めるものとする。
  - 国及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)、東海地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
  - 国、公共機関及び地方公共団体等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
  - 地方公共団体は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。
  - 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、国及び地方公共団体は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
  - 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。
- (2) 防災関連設備等の普及
- 国、地方公共団体は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品の普及に努めるものとする。
- (3) 防災訓練の実施、指導
- 国及び地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。
  - 地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
  - 国及び地方公共団体は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮

○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 3 国民の防災活動の環境整備

#### (1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化

○消防庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実，青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。

○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。

○消防庁及び地方公共団体は平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時には，避難，備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに，消火，救助，救護のための資機材の充実を図るものとする。

○警察庁及び地方公共団体は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとする。

#### (2) 防災ボランティア活動の環境整備

○地方公共団体は，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

○国及び地方公共団体は，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制，ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

#### (3) 企業防災の促進

○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活

動の推進に努めるものとする。

- このため、国及び地方公共団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

#### 第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進

- 国は、防災に係る見地から、地震及び地震防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくものとする。
- 国は、地震災害及び地震防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、地震防災技術の研究開発の推進を図るものとする。
- 国は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。
- 地震調査研究推進本部は、地震に関する調査研究計画を立案し、調査研究予算等の事務の調整を行うものとする。また、関係行政機関及び大学の調査結果等を一元的に収集するとともに、整理、分析し、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行うものとする。
- 国は、研究機関等の行った、地震に関する観測研究の成果が防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。
- 国は地震防災対策強化地域において地震予知のための観測及び測量の実施を強化するものとする。
- 国は東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。
- 研究分野としては、地震そのものの理学的研究のみならず、長周期地震動を含め地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造物の耐震補強など工学的分野、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的分野についての研究も積極的に行うものとする。

- 地震により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

## 第2章 災害応急対策

- 応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町村があたり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。
- 地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。
- 東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。
- 別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところによるものとする。

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 地震情報等の連絡

- 地震が発生した場合、まず気象庁が、地震情報及び津波警報等の連絡を官

邸〔内閣官房〕、関係省庁〔内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

- 内閣府は気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報等について官邸〔内閣官房〕及び災害対策関係省庁に連絡を行う。
- 都道府県は、気象庁から連絡を受けた地震情報を、市町村、関係機関等へ連絡する。

- 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者の協力を得て、広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

- 国〔消防庁〕、地方公共団体及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする

#### (2) 被害規模の早期把握のための活動

- 国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

- 国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

- 国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

- 被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

- 国等は、地理情報システム及び地震のモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。

#### (3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

- 都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規

模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

- 警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあつては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。
- 大規模地震が発生した場合には、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。
- 大規模地震が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。

#### (4) 一般被害情報等の収集・連絡

- 地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。
- 指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。
- 内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

#### (5) 応急対策活動情報の連絡

- 市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- 都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要

に応じ都道府県，公共機関に連絡する。

- 内閣官房，内閣府又は非常本部等は，収集した応急対策活動情報を，必要に応じ内閣総理大臣に報告する。
- 非常本部等は，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，必要に応じ指定行政機関，指定公共機関及び都道府県等に連絡する。
- 関係機関は，応急対策活動情報に関し，必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 2 通信手段の確保

- 災害発生直後は直ちに，災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため，必要に応じ，
  - ・国，公共機関及び地方公共団体は，災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし，そのための要員を直ちに現場に配置する。また，直ちに総務省に連絡するものとし，総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。
  - ・国，地方公共団体及び電気通信事業者は，携帯電話等，衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 電気通信事業者は，災害時における国及び地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- 総務省は，緊急時において重要通信を確保するため，通信システムの被災状況等を迅速に把握し，活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。
- 国，地方公共団体等は，災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し，通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

## 第2節 活動体制の確立

- 第1節により収集・連絡された情報に基づく判断により，関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また，国においては，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。

### 1 地方公共団体の活動体制

- 地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置，現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

- 地方公共団体は、指定行政機関、公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 2 広域的な応援体制
- 地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な地震の発生を覚知した時は、被災地以外の地方公共団体は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- 3 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制
- 内閣官房は、大規模地震が発生した場合、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。
  - 指定行政機関及び公共機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
  - 指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
  - ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。
- 4 災害対策関係省庁連絡会議の開催等
- 大規模な地震発生時には、地震及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。
  - 災害対策関係省庁は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。
- 5 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
- 大規模地震が発生した場合、内閣官房は緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。
  - 必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制、その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。
- 6 非常災害対策本部等の設置等
- (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制
- 収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
  - 非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別

に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。

- 非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く）は、内閣府等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。
- 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。
- 非常災害対策本部の事務局は、地震被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

#### (2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

- 収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。
- 緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに必要な閣議請議等の手続きを行うなど、別に定める申合せにより所要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。
- 緊急災害対策本部の設置場所は、官邸内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎5号館(災害対策本部長室)内、中央合同庁舎5号館が被災により使用不能である場合には防衛省(中央指揮所)内、防衛省(中央指揮所)が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内とする。
- 緊急災害対策本部の事務局の設置場所は、官邸及び中央合同庁舎5号館内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎5号館内、中央合同庁舎5号館が被災により使用不能である場合には防衛省(中央指揮所)内、防衛省(中央指揮所)が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内とする。
- 内閣府は、官邸等が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部及び事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。
- 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部

の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

○緊急災害対策本部の事務局は、地震被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

### (3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置

○収集された情報により国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに内閣総理大臣は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置(既に設置されている場合を除く。)を行うものとする。

### (4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

○非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部(以下、「現地対策本部」という。)の設置を行うものとする。

○また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

○現地対策本部の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は、必要な閣議請議等の手続きを行う。

○現地対策本部長は原則として内閣府副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

○現地対策本部員等予定者は、緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき、自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。

## 7 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等

○別途申し合せによりあらかじめ指名された災害対策関係省庁の防災担当職員は、南関東地域において震度6弱以上の地震が発生した場合、直ちに非常参集するものとする。その際、交通が途絶し、徒歩等以外の手段で参

集することができない場合には、別に定める申合せによる自衛隊のヘリコプターの利用等により参集するものとする。

- 緊急災害対策本部及びその事務局を立川広域防災基地(災害対策本部予備施設)内に設置する場合には、別に定める申合せに基づき、自衛隊のヘリコプター等により移動するものとする。

## 8 自衛隊の災害派遣

- 都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。
- 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。
- 自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- 市町村長は、通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等、地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
- 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
- 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等を実施するものとする。

### 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

- 地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動

を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

## 1 救助・救急活動

### (1) 住民及び自主防災組織の役割

○住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

### (2) 被災地方公共団体による救助・救急活動

○被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常本部等、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図るものとする。

### (3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○被災地以外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

○非常本部等は必要に応じ、消防庁、警察庁、防衛省及び海上保安庁等に対し、応援を依頼するものとする。

○非常本部等又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

○警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

○消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

○自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

○海上保安庁は、海上における災害に係る救助、救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援するものとする。

### (4) 資機材等の調達等

○救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

○国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

る。

## 2 医療活動

### (1) 被災地域内の医療機関による医療活動

- 被災地方公共団体は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕及び日本赤十字社は、被災地域内の国立病院、国立療養所、国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院等において医療活動を行うものとする。
- 被災地域内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。
- 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。
- 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努めるものとする。
- 現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。
- 国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

### (2) 被災地域外からの救護班の派遣

- 被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、救護班の派遣について要請するものとする。
- 国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。
- 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。
- 消防庁は、被災地以外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。
- 救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。
- 被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの救護班の

派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所(救護所など)の確保を図るものとする。

○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。

○救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

### (3) 被災地域外での医療活動

○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

○広域後方医療関係機関は、必要に応じて、広域後方医療施設を選定し、その結果を非常本部等に報告するものとする。

○非常本部等は、必要に応じ、又は関係機関の要請に基づき、広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。

○広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

## 3 消火活動

### (1) 地方公共団体等による消火活動

○発災後初期段階においては、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

○被災市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

○海上保安庁は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、地方公共団体に対して応援を要請するものとする。

### (2) 被災地域外の地方公共団体による応援

○被災地以外の市町村は被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

○消防庁は、被災地以外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。

○消防庁は、必要に応じ、被災地域外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。

○非常本部等は、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

#### 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○第3節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

##### 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

###### (1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

一 人命の安全

二 被害の拡大防止

三 災害応急対策の円滑な実施

###### (2) 輸送対象の想定

###### 一 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

###### 二 第2段階

ア 上記一の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

###### 三 第3段階

ア 上記二の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

##### 2 交通の確保

○地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のた

めに確保する必要があるため、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

(1) 非常災害対策本部等による調整等

○交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。

(2) 道路交通規制等

○都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。

○都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。

○都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。

○国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとする。

○警察庁は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。

○交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

○非常本部等は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

(3) 道路の応急復旧等

○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の

- 除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。
- 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。
  - 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
  - 道路管理者は、建設業者との間に応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
  - 国土交通省は、道路の被害状況及び復旧状況等について、非常本部等に報告するものとする。
- (4) 航路の障害物除去等
- 国土交通省は、開発保全航路等について、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。
  - 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。
  - 海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- (5) 港湾及び漁港の応急復旧等
- 港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。
  - 漁港管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告するものとする。
  - 海上保安庁は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

○国土交通省及び農林水産省は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。

#### (6) 海上交通の整理等

○海上保安庁は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

○海上保安庁は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

○海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

#### (7) 飛行場等の応急復旧等

○国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。

○空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

○国土交通省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な応急復旧等を行うものとする。

○地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

#### (8) 航空管制等

○国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

#### (9) 鉄道交通の確保

○国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。

○鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

#### (10) 広域輸送拠点の確保

○地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するととも

に、その周知徹底を図るものとする。

### 3 緊急輸送

- 緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。
- 非常本部等は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体等からの要請に基づき、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送活動の依頼を行うものとする。
- 国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、空港管理者、港湾管理者、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。
- 海上保安庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- 自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- 消防庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。
- 地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。

### 4 燃料の確保

- 緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

## 第5節 避難収容活動

- 地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

### 1 避難誘導の実施

- 発災時には、地方公共団体は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
- 避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるもの

とする。

## 2 避難場所

### (1) 避難場所の開設

○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

### (2) 避難場所の運営管理

○地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

○なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

## 3 応急仮設住宅等

### (1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供

○被災都道府県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに厚生労働省と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

### (2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、

国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。

- 非常本部等は、要請があった場合、関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。
- 要請を受けた関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。
- 関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。

### (3) 広域的避難収容

- 被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。
- 非常本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。
- 避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

## 4 災害時要援護者への配慮

- 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

## 第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

- 被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、以下の方針の通り活動する。

### (1) 非常災害対策本部等による調整等

- 非常本部等は、調達、供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。

### (2) 地方公共団体による物資の調達、供給

- 被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共

団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

- 被災地方公共団体及び各省庁は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。

### (3) 物資関係省庁の活動

- 厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。
- 農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。
- 経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。
- 総務省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。
- 物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保などの配慮を行うものとする。

## 第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

- 避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。

### 1 保健衛生

- 厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- 特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- 地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。
- 地方公共団体は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

## 2 防疫活動

- 非常本部等は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、厚生労働省及び防衛省に対し、防疫活動を依頼し、その総合調整を行うものとする。
- 地方公共団体は、必要に応じ家屋内外の消毒等防疫活動を行うものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき、他の地方公共団体に対し支援の要請を行う等により、被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。
- 自衛隊は、必要に応じ、又は要請に基づいて防疫活動を行うものとする。

## 3 遺体の処理等

- 地方公共団体は、遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また、必要に応じ、近隣地方公共団体の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

## 第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

- 被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

### 1 社会秩序の維持

- 被災地及びその周辺(海上を含む。)においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- 被災地付近の海上においては、海上保安庁が巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。

## 2 物価の安定、物資の安定供給

- 国及び地方公共団体は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

### 第9節 施設、設備等の応急復旧活動

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

#### (1) 施設、設備の応急復旧活動

- 国及び地方公共団体等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

#### (2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与

- 非常本部等は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。

#### (3) 住宅の応急復旧活動

- 地方公共団体は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

### 第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

#### (1) 被災者への情報伝達活動

- 非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者

に配慮した伝達を行うこと。

- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。
- 国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。
- 情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また，国は放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。
- なお，国及び地方公共団体は，必要に応じ，公共機関，その他関係機関との連携を図りつつ，広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し，関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを，被災地近傍に設置するものとする。

## (2) 国民への的確な情報の伝達

- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し地震の被害，余震の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。
- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。
- 情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

## (3) 住民等からの問い合わせに対する対応

- 非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

## 第11節 二次災害の防止活動

- 余震又は降雨等による水害・土砂災害，余震による建築物，構造物の倒壊等に備え，二次災害防止施策を講じることとする。

○気象庁は、余震発生状況、降雨状況等の的確な把握、情報の発表に努めるものとする。

#### 1 水害・土砂災害対策

○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

○気象庁及び都道府県は、必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

#### 2 建築物、構造物の倒壊

○国土交通省及び地方公共団体は、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

#### 3 高潮、波浪等の対策

○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施するものとする。

#### 4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

○石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。

○国、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

### 第12節 自発的支援の受入れ

○大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、国、地方公共団体及び関係団体は、適切に対応する。

## 1 ボランティアの受入れ

○国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

## 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

### (1) 義援物資の受入れ

○被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

### (2) 義援金の受入れ

○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。

## 3 海外からの支援の受入れ

○外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。

○非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討する。

○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地方公共団体に示すものとする。その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れるものとする。なお、支援を受け入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報するものとする。

### 第3章 災害復旧・復興

○被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

#### 第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- 地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。
- 被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。
- 国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。
- 被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

#### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

##### 1 被災施設の復旧等

- 国、公共機関及び地方公共団体は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- 国は、ライフライン施設等の復旧のため、可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続きの簡素化を図るものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

## 2 がれきの処理

- 地方公共団体は、がれきの処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- 環境省は、迅速ながれき処理について必要な支援を行う。
- がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
- がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

## 第3節 計画的復興の進め方

### 1 復興計画の作成

- 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
- 地方公共団体は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整)を行うものとする。必要に応じて、国は復興組織体制の整備を図り、被災地方公共団体を支援する。

### 2 防災まちづくり

- 必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- 地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフライン

ンの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等は，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等については，各種ライフラインの特性等を勘案し，各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

- 地方公共団体は，既存不適格建築物については，防災とアメニティの観点から，その問題の重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，がれきの処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的实施を行うものとする。
- 地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続き，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢，施策情報の提供等を，住民に対し行うものとする。
- 厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事(第2節の復旧工事等を含む)における労働災害，粉じん障害等の職業性疾病等を防止するため，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導，石綿除去工事等における健康障害防止対策，労働災害防止活動に関する相談窓口の設置等の安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

#### 第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 厚生労働省及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また，内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため，地方公共団体は，発災後早期に被災証明の交付体制を確立し，被災者に被災証明を交付するものとする。
- 国及び地方公共団体は，必要に応じ，税についての期限の延長，徴収猶予

及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

- 厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。
- 住宅金融支援機構等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。
- 国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。
- 国土交通省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。
- 地方公共団体は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。
- 地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

#### **第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援**

- 国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立

的發展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

- 農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

## 第4章 津波対策

### 第1節 災害予防

#### 1 災害に強い国づくり，まちづくり

- 国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は、海岸堤防(防潮堤)，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに，地震発生後の防御機能の維持のため，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。特に，地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため，水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る。
- 国，地方公共団体及び関係機関は，津波による被害のおそれのある地域において構造物，施設等整備する場合，津波に対する安全性に配慮するものとする。
- 国及び地方公共団体は，津波による危険が予想される地域について，津波に対する避難場所，避難路の整備を図るものとする。特に，周囲に高台等がない地域では，堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める必要がある。
- 国及び地方公共団体は，津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート，防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。
- 国〔環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制を実施するものとする。

#### 2 津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え

- 気象庁は，迅速な津波警報等の実施のため，地震及び津波観測，解析，通信等の体制及び施設，設備の充実を図る。また，国及び地方公共団体は，迅速な津波警報等の伝達のため，伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るものとする。
- 国及び地方公共団体は，沖合を含む，より多くの地点における津波即時観

測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表するものとする。

### 3 国民に対する啓発

- 特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、国及び地方公共団体は、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民及び船舶等に対し広く啓発するものとする。
- 地方公共団体は、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測地図等を作成するとともに、当該浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、津波の危険性のある区域において、浸水予測図や、津波避難計画の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により、津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。
- 国、地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的に津波防災訓練を実施するものとする。

## 第2節 災害応急対策

### 1 災害発生直前の対策

- 気象庁は、地震の発生後迅速に津波の可能性を判定、津波警報等を実施するものとする。国、地方公共団体及び放送事業者等は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に伝達するものとする。
- 地方公共団体は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。
- 地方公共団体は水防団等を出動させ、防潮水門を閉鎖するほか住民等を海浜から避難させるなど、緊急対策を行うものとする。

別表（第2章 関係）

<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合</p>	<p>東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>
<p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定）</p> <p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p>	<p>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」（平成19年6月21日中央防災会議決定）</p>	<p>「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定）</p>

## (参考) 防災基本計画 全体目次

### 第1編 総則

- 第1章 本計画の目的と構成
- 第2章 防災の基本方針
- 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応
- 第4章 防災計画の効果的推進

### 第2編 震災対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧・復興
- 第4章 津波対策

### 第3編 風水害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧・復興

### 第4編 火山災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧・復興
- 第4章 継続災害への対応方針

### 第5編 雪害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧・復興

### 第6編 海上災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧

### 第7編 航空災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策

### 第8編 鉄道災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧

### 第9編 道路災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧

### 第10編 原子力災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧
- 第4章 原子力艦の原子力災害

### 第11編 危険物等災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧

### 第12編 大規模な火事災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧・復興

### 第13編 林野火災対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧

### 第14編 その他の災害に共通する対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧・復興

### 第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

- 第1章 災害予防に関する事項
- 第2章 災害応急対策に関する事項
- 第3章 災害復旧・復興に関する事項